

告 示

埼玉県告示第千百十二号

測量計画機関である深谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

深谷市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真（地上画素寸法十二センチメートル））

三 作業地域

深谷市全域

四 作業期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年七月五日まで